

序 文

税制特集—編集に当たって

財務省財務総合政策研究所長 森信茂樹

本「税制特集Ⅲ」は、「税制」（第65号）「税制特集Ⅱ」（第69号）に続く特集で、国際的租税回避問題に焦点を当てつつ、国際課税の諸課題をとりあげた。それぞれの論点について発表の機会を設け、参加メンバー全員で議論を行い、その議論の成果を踏まえて書かれている。国際的租税回避という、論じられることの少ない問題に焦点を当てた理由としては、企業の国際競争による実効税率引き下げ圧力が、わが国多国籍企業にとってタックスプランニングの必要性を増加させているということ、新会社法の施行により、国境を越えた組織再編（三角合併）や種類株式の多様化が進んだことが、さまざまな租税回避の誘引となりやすいこと等である。

国際的租税回避問題に対しては、日米租税条約の改定（濫用防止規定、LOB条項等）や平成17年度税制改正のなかで一定の対応が行われてきているが、より根本的な租税回避対応策の議論をすべき時に来ていると思われる。

本特集では、若手の気鋭の学者や、税の実務家（財務省主税局、国税庁）も個人の資格で議論に参加し、きわめて程度の高い論文を書いている。それぞれの論文には政策的インプリケーションが示されており、本特集号が今後のわが国の税制改革議論の中で大いに参考にされる事を期待している。以下簡単に論文の概要を紹介する。

武内 良樹「国際課税の諸問題」

グローバルな経済構造の変動に対応して国際課税の担う役割は変化していくが、それは、古いものが新しいものに代わるという単純な変遷ではなく、多様化・複雑化していくプロセスで

あるという認識に立ち、わが国国際課税の対応について、具体的な問題意識を掲げながら課題を整理したものである。

具体的な今後の課題として、コーポレート・インバージョン等クロスボーダー組織再編への対応、信託法・金融商品取引法への対応、外国税額控除の見直し、PE帰属所得の問題（総合主義と帰属主義の相違、OECD租税委員会における議論）等を論じている。

森信 茂樹「新会社法と租税回避問題—三角合併を中心に—」

2007年度税制改革で議論される「三角合併と税制」の課題について、米国の税法を参考にしつつ、残された課題について論点を整理したものである。また、グローバルな三角合併に伴う租税回避の可能性が高まることを踏まえつつ、わが国における租税回避規定のあり方を、米国の判例法の考え方、議会の動向を参考にしながら考えたものである。

主として米国で発展してきた租税回避否認の法理のわが国における適用可能性を整理することによって、包括的な租税回避否認規定を導入し、あわせて個別の租税回避の対抗措置をきめ細かく規定することにより、予見可能性や法的安定性を高めることが必要であるとする。後述する一高論文は、同じ論点をやや異なる角度から論じており、あわせて読むことが有益である。

渡辺 徹也「税法における適格合併の概念—アメリカ法におけるC型組織再編成と会社法に依拠しない適格要件の必要性」

わが国における組織再編税制における「適格要件」のあり方や理論的根拠について、アメリカで「事実上の合併」と呼ばれるC型組織再編成を参照しながら、検討を加えたものである。アメリカ法は、私法（州法）に依拠しない税法独自の適格要件を設定することで、取得組織再編成の適格範囲を拡大していったが、組織再編の要件である「投資持分継続性」からわが国が学ぶ点が多いとする。具体的には、対価を議決権株式に限定すること、非適格資産を許容すること等である。また、取得組織再編成と分割的組織再編成の厳格な区別の必要性に言及し、分割的取引は、法人による資産の売買に類似する行為なので、取得組織再編成とは別の厳しい要件が設定されるべきであるとする。わが国では、新会社法の制定によって会社法と税法の乖離がいつそう進んだが、三角合併の問題を抱えるわが国の組織再編税制の議論において、本論文の示唆するところは大きい。

一高 龍司「タックス・シェルターへの米国の規制と我が国への応用可能性」

本稿は、租税回避に対する米国司法上及び立法上の対処を詳細に分析することにより、わが国がこの問題について、なにをどのように学ぶのか（学ぶべきか）を検討したものである。米国における対応をそのままわが国の参考にするには、コモンローと大陸法という考え方の相違、私法と税法との距離等から問題が多いことわりつつも、米国で最近注目を集めつつある租税回避否認の法理である経済実質原理について、その立法例も含めて検討し、わが国への導入可能性の可否について論じている。

一般的否認規定の導入については、租税法主義に基づく予測可能性・法的安定性との調和（失われる税収や公平性との比較）という観点からの検討の必要性を主張しつつ、ペナルティーの強化や情報開示の充実等手続的対応の重要性を主張している。

高橋 祐介「パートナーシップと国際課税」

透明な（パススルーの）事業体を活用して、国際的な事業・取引が行われた際に、わが国の組合税制においていかなる課税上の問題が生ずるかという問題について、米国パートナーシップの国際課税制度を参考にしつつ論じたものである。

わが国税制における論点として（1）実体の分類（とくに選択制がもたらす問題）、（2）PE・所得源泉地・所得の配賦、（3）出資・持分譲渡・分配時の課税、（4）源泉徴収義務、（5）情報申告書の問題をあげ、それぞれ持論を展開している。さらに、わが国におけるパートナーシップ国際課税の論点として、法人課税を受ける範囲の明確化、PE・所得源泉地の認定基準の明確化、源泉徴収義務の範囲、情報申告書の提出義務の拡大、ハイブリッドエンティティーへの対応としてのタックスヘイブン税制の拡充等を課題としてあげている。

本田 光宏「ハイブリッド事業体と国際的租税回避について」

国によって課税上の取扱いが異なる事業体（ハイブリッド事業体）を利用した国際的な租税回避の問題は、米国がチェック・ザ・ボックス規則を制定したことから広がった。タイプとしては、租税条約の特典を利用する（ハイブリッド事業体を利用して国内税制上損金となる支払いを作り出す）ものと、サブパートFの適用を回避する（米国税制上支店となることによる）ものがあることを、事例に基づきわかりやすく説明する。前者について米国は、内国歳入法の改正と規則の制定等によって租税条約の不適切な恩典に制限を加えたが、わが国としても大いに参考にすべきである。後者については、依然有効な手立ては打たれておらず、米国勢当局の対応振りは、後追いになりつつ混乱を招いているといえる。このことにかんがみて、わが国としては、混乱を事前に回避すべく対抗措置や防

止のための規定を整備することが、税務当局、納税者にとって重要なことであると主張する。

青山 慶二「トリーティショッピングの歴史の再検討と最近の課題について」

国境を越えた租税回避行為は、国内法と租税条約の両方にまたがり複雑なメカニズムを持つ場合が多いが、その代表例であるトリーティショッピング（条約漁り）をめぐる納税者と当局の間の紛争は今後増加が見込まれる。海外での事業体形態が、M&A 技法の多様化、投資ファンドの利用等により複雑化し、租税条約の特典の適格性の判定などで困難な問題が生じてきていることや、租税計画には高度の専門知識を有するプロモーターがかかわっているという事実にかんがみれば、この問題を現下の緊要な課題と受け止め、条約の解釈について明確なガイダンスを提供することがわが国税制当局に求められている、と主張する。その上で、米国及び欧州諸国の経験をフォローし、そこから得られる成果や今後の課題を抽出した上で、最近の問題にアプローチしている。

トリーティショッピングへの対抗として、米国の経験を参考にしつつ、バイやマルチの場で連携を深め、時差をおかずに通訳の解釈・執行ガイドラインの作成に努めるべきである、と具体的提言をする。

中山 清「租税条約の特典制限条項（LOB）」

本論文は、租税条約の濫用防止規定について、これまでの OECD での議論、新日米条約以前のわが国の条約例における濫用防止規定、新日米条約、新日英条約の濫用防止規定を検討した上で、濫用防止規定のあり方について考察を試みたもので、前述青山論文の各論とも言うべきものである。

今後わが国は、他の条約相手国との間でも、新日米、日英条約のような投資所得に対する源泉地国課税権を原則として免除した条約を締結

していくことが予想されるが、その場合、条約の濫用防止規定の重要性は一層増すことになる。わが国が取るべき条約の濫用防止策のあり方については、新日米条約等の実際の運用状況や条約濫用の実態を踏まえつつ、税務執行のあり方も併せて検討していくことが必要であるが、効果的で、かつ納税者のコストも配慮した効率的な濫用防止の観点からは、適格居住者の要件をできるだけ客観的基準にする、効果的な情報交換が担保されない条約については、条約の特典利用手続をより厳格なものにすることなどが考えられる、と具体的提言を行っている。

浅妻 章如「国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」

国際租税政策論では、資本輸出中立性の立場からの全世界所得課税・外国税額控除方式（worldwide system + credit method）と国内所得課税・国外所得免税方式（territorial system + exemption method）の2つがある。前者は、米国、日本等が採用しているもので、後者はフランス、カナダ等が採用する方式である。2005年11月に公表されたブッシュ大統領税制改革諮問委員会の報告書は、SITP（The Simplified Income Tax Plan）において、米国の方式を前者から後者にすることを提言した内容となっている。このような議論の背景、考え方を整理しつつ、メリットデメリット等について論じたものであるが、わが国においてもこのような議論が活発化することが予想される。なお、資本所得課税と事業所得課税の関係について、モデルを紹介しつつ議論の整理を行っている点が注目される。

藤本 哲也「付加価値税（VAT）に関する国際的租税回避——一つのケース・スタディー」

わが国の租税回避議論は、所得課税に焦点が当てられてきたが、欧州では、付加価値税の分野においても大きな課題となり議論が進んでい

序 文

る。本稿は、英国の RAL 事件を取り上げ、消費税の国際的租税回避の問題点とその対抗策を概観する。

付加価値税分野における国際的租税回避は、サービスの提供地に関する問題で、サービスに対する課税が提供者の所在地に認められるというルールに依拠するものである。こうした租税回避は、日本の現行法の下でも起こりうる可能性があり、その意味で新たな問題提起を行っている。

また、欧州司法裁判所の租税回避に関する論理構成は、「法の濫用」の論理であり、(i)問題となる取引へ形式的に法効果を付与すると法規定の目的に反するような租税利益を認める結果になること、(ii)問題となる取引の本質的な目的は租税利益を得るものであることが複数の客観的な要素から明らかになること、という2つの要件が必要であるとしており、米国の否認法理と興味深い対比となっていることが示されている。